

教育事務所だより

令和5年9月15日発行

体育祭から思うこと

調整監 村本 有史

新型コロナウイルス感染症が5月より5類感染症となりました。「政府が一律に日常における基本的対策を求めない。」「感染症法に基づく、新型コロナ陽性者及び濃厚接触者の外出自粛は求められなくなる。」この2点が大きな変更点です。すでに学校訪問をさせていただいた学校では、大勢の児童生徒が一堂に集まる全校集会の実施やマスクの常時着用の見直しなどスピード感ある対応に驚かされました。ここ数年、子どもたちに豊かな学びの場を提供したいという思いと、感染拡大防止のため学校行事をはじめ様々な教育活動を制限しなければならないという状況の板挟みに葛藤する学校現場がありました。ようやく以前の学校生活が戻りつつある様子に安心しました。



9月に入り、多くの学校では体育祭や運動会、文化祭や学習発表会などが計画されていることと思います。私は、中学校保健体育科の教員なので、特に体育祭という行事への思い入れが強いかもかもしれません。私が勤務した学校の中で、どんなに生徒指導上の課題がある学校でも、この体育祭までの期間は何かいつもと違う時間が流れました。普段はなかなか授業に向かえない生徒が、自分たちで役割や体育祭当日までのスケジュールを決め、普段はあまり学校のルールが守れない生徒が、自分たちの組のルールを作りリーダーシップを発揮している。長年勤務している間に様々な体育祭を経験してきましたが、どの体育祭も、普段見ることができない子どもたちの新たな一面を発見し、何かに気づかされました。

文部科学省から出されている「生徒指導提要」では、生徒指導の定義を「児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。」としています。また、学校行事の指導の方向性として、①学校生活を豊かな充実したものにする体験的な教育活動であること②全校又は学年といった大きな集団により人間関係を学ぶ教育活動であること③多彩な内容を含んだ総合的、創造的な教育活動とすることが重要であることの3点が挙げられています。子どもたちにとって、まさに体育祭は、「学校生活を豊かにする体験的で、人間関係を学ぶことのできる、総合的、創造的な教育活動」であると言えるのではないのでしょうか。また、このような教育活動が「社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動」につながっているのではないかと再認識しました。

すべての教育活動は一人の教職員の力でなせるものでもありません。体育祭一つをとってみても、子どもたちの活動をスムーズにできるように運営をサポートし、思いに寄り添う役割、地域の方や保護者に案内を出し、必要な物を調達する役割、体調管理や施設整備に関わる役割など、数えきれないくらいの役割があり、成功させるためには多くの教職員の協力が必要だということを実感します。言い換えれば、教職員の協力があつたからこそ、子どもたちは全力で取り組みました。それを思うと学校行事は、子どもたちの“成長の場”だけでなく、「チーム学校」としての力をつけていく学校の“成長の場”という大きなチャンスでもあります。それぞれが知恵を出し合って、コロナ禍の明けた新たな学校行事を創り上げてほしいと願っています。

「生徒指導提要」が改訂されました

～生徒指導提要特集～

「生徒指導の手びき（1965年、文部省）」「生徒指導の手引（1981年、文部省）」を全面改訂する形で、2010年に公刊されたのが「生徒指導提要」です。その「生徒指導提要」が今般（2022.12）改訂されました。

今回の教育事務所だよりでは、「生徒指導提要」の改訂を踏まえ、以下の視点から実践上のポイントを紹介します。

- 1 生徒指導提要について（p2・3）
- 2 教科指導の視点（p4・5）
- 3 特別支援教育の視点（p6）
- 4 幼児教育との連携・接続の視点（p7）

子どもたちの多様化が進み、様々な困難や課題を抱える児童生徒が増える中、学校教育には、子どもの発達や教育的ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限伸ばしていく教育が求められています。こうした中で、生徒指導は、一人一人が抱える個別の困難や課題に向き合い、「個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達」に資する重要な役割を有しています。



1 生徒指導提要について

「生徒指導提要」って？

生徒指導提要について、文部科学省は次のように示しています。

小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として作成したもの

端的に言えば、「学校と教職員のための生徒指導の手引書」であり、指導を行う際の基本的な視点や方向性が示されています。

改訂の背景

「生徒指導提要」が公刊された2010年以降、「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律」等関連法規の成立、組織体制の在り方の見直しなど、学校を取り巻く状況は変化してきています。そして、近年、いじめの重大事態や暴力行為の発件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自死者数等が増加傾向にあるなど、課題は深刻化してきています。

このことから、「事案発生の兆候があつてから」「事案が発生してから」の対応のみならず、「事案の発生を未然に防止する。」、何より「全ての児童生徒が安心して学校に通える。」といったことを念頭に、子どもたちの多様な状況に対応した支援・指導体制の確立等が必要となってきました。

こうした時代の変化に即していくため、今回、12年ぶりの「生徒指導提要」改訂の運びとなったのです。

改訂のポイント

改訂版はB5判300ページに上り、第1部「生徒指導の基本的な進め方」と第2部「個別の課題に対する生徒指導」に分かれています。

改訂による変更点は多岐にわたりますが、まず、生徒指導は「生活指導」や「問題行動を直す。」という個別的・直接的な対応といった狭義の指導だけではなく、あくまで「成長・発達を支える。」ものであるという考え方がこれまで以上に強調され、その在り方について説明を加えています。改訂版では、生徒指導の定義を次のように示しています。

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

この「支える生徒指導」を、時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、2軸3類4層に構造化して示していることも特徴です。右図を基に、発達支持的生徒指導や課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）の充実が生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止につながることを捉え、先手型の常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導の必要性について共通理解を図ることが大切です。

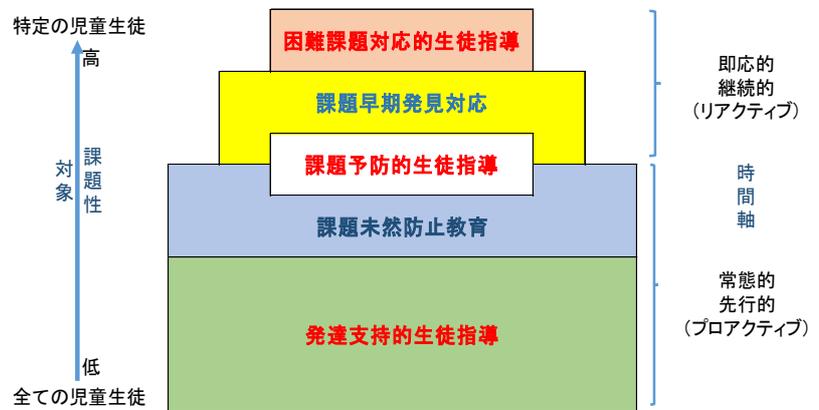


図) 生徒指導の重層的支援構造

生徒指導を意識した教育課程の編成や「チーム学校」による指導体制の構築を求めている点も改訂版の大きな特徴です。教育課程にかかる諸計画に基づいて実施する教育活動の多くは、ともすれば「学習指導の場」というイメージが強く働き、生徒指導との関係が十分に意識されていないことも少なくありません。しかし、「児童生徒の成長や発達を支える。」という生徒指導の定義を踏まえると、教育課程における生徒指導の働きかけは欠かせません。また、多様化・複雑化する生徒指導の諸課題に対して、「学年・校務分掌を横断する体制」や「教育相談と一体となった支援」、さらには「家庭や関係機関との協働・連携」など、多くの関係者間のパートナーシップを発揮して組織的に対応することの大切さが強調されています。チームとして組織的な連携を強めながら、それぞれの専門性を生かして、多様な背景を持つ児童生徒へ対応することが求められます。

学校における教育活動の主役は児童生徒であり、教職員は児童生徒の成長や発達を支持するサポート役であると言えます。生徒指導は、一人一人のよさを認め、その可能性を広げていくことを目的としていることを再確認し、子どもたちの未来を見据えた日々の教育活動に取り組みましょう。

(文責：植田 道)

文部科学省 「生徒指導提要（改訂版）」

「デジタルテキストの活用ガイド」

教育>小学校、中学校、高等学校>生徒指導等について>生徒指導に関する研修・参考資料>生徒指導提要（改訂版）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm



2 教科の指導と生徒指導の一体化

「生徒指導」というと、「課題への対応」をイメージするかもしれませんが、生徒指導提要では、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象としている発達支持的生徒指導が全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となると示されています。授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場となります。教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりは、次の「生徒指導の実践上の4つの視点」を意識した実践であり、児童生徒の発達を支えます。

1 自己存在感の感受を促進する授業づくり

- ・児童生徒が、自分も一人の人間として大切にされていると感ずることができる。
- ・児童生徒が、誰かの役に立った、認められたという自己有用感を育むことができる。
- ・教員が、どの児童生徒も分かる授業、面白い授業になるように創意工夫をする。



注意すべき点は「分かる」の意味です。たとえば、算数の時間に、「みんなが分かる」＝「みんなが解ける」として、教員が初めに解き方を教えてから定着させていく授業ばかり展開していると、児童生徒一人一人が考えることや、多様な考え方を共有する機会を奪ってしまうことになります。知識を定着させることと思考力をつけることのバランスが大切であり、単元計画が重要になります。「分かる授業」というのは、「今、何をやる時間なのか。」（めあて、指示）「このあと、何をやるのか。」（1時間の流れ）「本時の目標は何か。」（ねらい）「この時間に見つけたこと、まだはっきりしないことは何か。」（まとめ）などについて、児童生徒が理解しやすくなるように教員が支援している授業のことです。

2 共感的な人間関係を育成する授業

- ・児童生徒がお互いに自分の得意なところを発表し合う機会を提供している。
- ・児童生徒が失敗を恐れない、間違いやできないことが笑われず、むしろ、なぜそう思ったのかという児童生徒の考えについて互いに関心を抱き合っている。

授業において、互いに認め合い・励まし合い・支え合える学習集団づくりを促進するためには、教員が児童生徒の多様な個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動する姿勢を率先して示すことが大切です。教員が児童生徒の話を最後までしっかり聞いたり、共に努力しようという姿勢で関わったりすることで児童生徒同士も共感的な人間関係を築くようになります。

3 自己決定の場を提供する授業づくり

- ・児童生徒が自らの意見の根拠を示して述べる場を設けている。
- ・観察、実験、調べ学習等において自己の仮説を検証し、レポート等にまとめる機会を設けている。

児童生徒が自ら課題を設定し、追究する活動は、自ら考え、選択し、決定する力を育てます。教員は、意見発表や対話、議論の場を設けたり、協力して行う調べ学習、実験、発表、制作をする取組を積極的に進めたりして、ファシリテーターとしての役割を果たすことも重要です。

4 安全・安心な「居場所づくり」に配慮した授業

- ・自分と異なる意見や価値観を認め合っている。
- ・学級や授業のルールを教員と児童生徒とが一緒に決めている。
- ・間違いや失敗を冷やかしたり、からかったりしない雰囲気を大切にしている。



児童生徒の個性が尊重され、安全かつ安心して学習できるように配慮することが必要です。

なお、上記の4つの視点は、道徳や特別活動、総合的な学習の時間の授業づくりにおいても共通する大切な視点です。

（文責：桐山 直子）

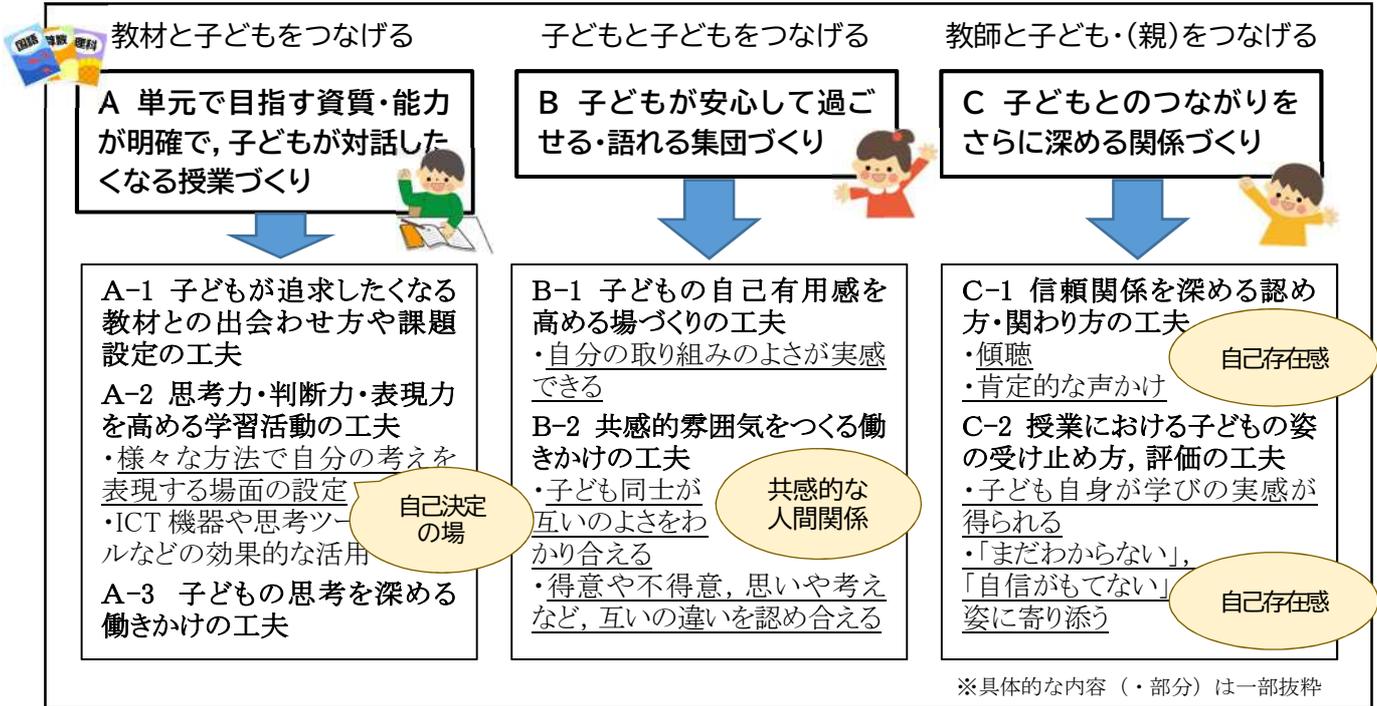
「教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくり」 ～事例紹介～

松江市立乃木小学校

仲間とともに自ら学び、自分の考えを表現できる乃木っ子の育成

～主体的・協動的で深い学びの実現に向けた「授業づくり」と子どもたちの笑顔がみられる「関係づくり」の充実を通して～

『対話』でつなげる」を研究の切り口に授業づくりに取り組んでいます。その概要を紹介します。



安来市立赤屋小学校

自らの学びを広め、深め、進んで表現する児童の育成

～ICTの活用と自己決定のある授業づくりを通して～

赤屋小学校で進めている授業改善の2本の柱とその考え方、国語科の授業の様子を紹介します。

◇ICTを活用した授業づくり

子どもたちの考えを短時間で表出・共有するための有効なツールとして、ICTを積極的に活用した授業づくりを進めています。

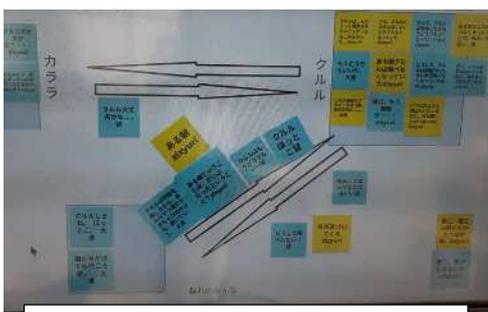
個々の考えの違いが話し合いのきっかけとなり、対話により考えが深まります。また家庭学習として端末上でグループ作業を行って授業に臨むなど、新しい形の授業づくりにも取り組んでいます。

◇自己決定の場面のある授業づくり

指導者は課題や学習活動を工夫し、子どもたちが自己決定をしていく場面を授業の中に位置づけます。

子どもたちは自分の考えの根拠を明確にして表現したり、他者の考えを柔軟に受け止めたりする中で、考えをより確かなものにしていきます。また、ふり返りにより自他の学びや変容を認め合うことで、次の学びにつなげます。

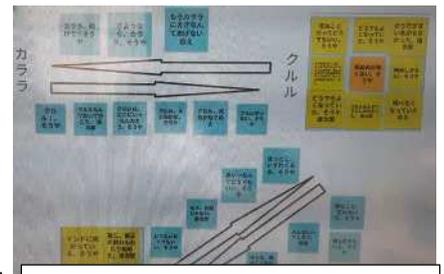
共感的な人間関係に支えられた授業、自己決定の場を提供する授業づくり



表現や読み取ったことをデジタル付箋で貼り付けています。(家庭学習)



グループごとに自分が読み取ったことを話し合い、全体での「学び」に広げます。



話し合い後、「わかりやすく」整理されました。みんなが納得し、次の学びにつなげます。

(文責：秦 美沙江)

3 個を大切にしたい集団づくり

～子どもの言動を多面的にとらえる～

生徒指導提要の13章には、次のような記述があります。

行動面については、注意や叱責だけでは改善は難しいという前提に立ち、適切な行動を増やしていくという視点を持つことが大切です。起きている行動だけに注目せず、きっかけになることや行動の結果など前後関係を通して要因を分析し、対応を考えます。

自他に対する暴力など緊急性が高い場合には、注意や叱責で止めることも必要です。しかし、注意や叱責ではなく上記枠内のような視点をもったかかわりは、前向きな学びや成長を支えるためにも大きな意味があります。気になる行動の前後に注目し、行動のもつ機能をふまえて手立てを考える際には、応用行動分析学の考え方が参考になります。応用行動分析学で捉える、行動の機能の一例を示します。

「体育の授業に参加したくない」という発言がもつ機能や要因として考えること

- ・ **回避** 自席がなく自由度が高い実技授業への不安、発達性協調運動障がいを含めた運動に対する苦手さや苦手意識、人間関係にかかわる思い、感覚の特異性
- ・ **注目の獲得** 個別のかかわりを求める気持ち
- ・ **代替活動の獲得** 体育の授業に参加しない時にできる活動やかかわりを求める気持ち

目に見える行動は同じであっても、その行動の背景や思い、行動のもつ機能によって、子どもにとっての手立ての意味や効果は大きく変わってきます。ハウ・ツーや経験による勘はあくまで参考程度にし、その場その時、その子なりの事情をふまえた手立ての検討がポイントです。13章では発達障がいを取り上げられていますが、障がいの有無にかかわらず重視したい考え方です。行動を多面的に見て、子ども本人の思いを尊重する視点をもったかかわりが大切です。

(文責：池田 文昭)

～子どもたち一人一人の違いが受け入れられる学級づくり～

特別な支援の必要な子どもの発達課題が不登校やいじめ、対人関係のトラブル、学習の困難さからくる離席や離室等、生徒指導上の課題につながっていることがあります。一人一人の発達課題に目を向け、それぞれの発達特性を理解した上で生徒指導に取り組むことが必要になってきます。

特別支援教育を理解することは、生徒指導上の課題の予防や解決につながるだろうと期待されています。改訂された生徒指導提要は、「指導から支援する生徒指導」へと考え方が変わり、全ての教育活動の基盤となるものが「発達支持的生徒指導である。」とされました。また、生徒指導提要第13章「多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導」には「発達障害に関する理解と対応」も明記されています。さらに、「**特定な児童生徒に対する合理的配慮を集団の中で提供するためには、合理的配慮を特別視せずにお互いを認め合い支え合う学級づくりを行うことが重要な基盤になると考えられます。**」と書かれています。

特性のある子ども、家庭のしんどさを抱えている子ども、自分の夢や目標に向かって勉強や自分の得意なことを頑張っている子ども等々、学級には様々な子どもたちが生活しています。担任は「気になる子と他の子たち」という見方ではなく、一人一人を学級の一員として捉えることが大切です。しかし、「みんなと違うことをするのは嫌だ。」と該当の子どもが個別の支援を受け入れなかったり、周りの子どもたちが「あの子だけ特別扱いでずるい。」と口にしたりのことがあります。一人一人の違いが認められ、自分に合った学び方やみんなと違った教材教具の使用も認められる多様性を受け入れられる学級集団づくりは特別支援教育でも大切にしている視点です。

「不適切な言動をしているこの子への個別の支援をどうすればよいか。」という相談を受けることがあります。私は「個への対応だけでなく集団を育てましょう。」と答えています。支援に入っている大人には子どもどうしをつなぐ役割をしてほしいと思います。支援の必要な子どもへの傍らで行う個別の支援だけでなく、当たり前のことをきちんとできている子ども、頑張っている子どもたちにも「よい姿勢だね。丁寧に書いているね。」等々の声かけをしてほしいと思います。そうした一人一人を大切にしたい日常的な声かけの積み重ねが、よりよい学級づくりに繋がっていくと考えています。

(文責：城市 則子)

4 幼小連携・接続を進めるために、まずは…

「生徒指導提要」の「生徒指導の取組上の留意点」の1つとして、「幼児教育と小学校教育との円滑な接続」の必要性が次のように述べられています。

生徒指導では、児童生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるようにすることが求められます。こうした生徒指導の考え方に立てば、幼児期において、信頼する大人との温かな関係の中で幼児が自己を発揮しながら、他の幼児や地域の人々等との関係を深めていくことは、非常に重要です。したがって、**幼児教育の成果が小学校教育へと引き継がれ、子供の発達や学びが連続するようにすることが不可欠です。**

幼児教育と小学校教育には、子どもの発達の段階に起因する教育課程の構成原理や指導方法等の様々な違いが存在していて、他の学校段階等間の接続に比して、連携・接続の難しさがあります。この違いは、子どもの発達に応じた教育を行うためには必要な違いですが、一人一人の発達や学びは連続しており、幼児期と児童期でははっきりと分かれているものではありません。そのために、児童によっては入学当初、幼児教育施設での学びや生活のスタイルと小学校の学びや生活のスタイルとの違いに戸惑い、不安や不満を抱えてしまい、その後の学びや生活に支障をきたすおそれもあります。

では、子どもの発達や学びが連続するようにするために、どのように幼小連携・接続を進めたいのでしょうか。「生徒指導提要」では、連携・接続を進めるために、以下のことが書かれています。

- 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校（以下「保幼小」という。）の教職員が交流体験や情報交換を通して、相互理解すること
- 保幼小の教職員が、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、円滑な接続について協働して考えること
- 小学校においてスタートカリキュラムを工夫すること

もし、何から始めればいいのかと迷われたら、まずは以下を活用してみてください。その際、一部の教職員だけでなくできるだけ多くの教職員、できれば全教職員での研修の実施をお勧めします。

「幼児教育施設と小学校における研修実施のためのオンデマンド資料」

どのパートから視聴しても、各研修内容についてご理解いただける構成となっています。ぜひ園所内研修、校内研修でご活用ください。

I		なぜ幼小連携・接続が必要か
II	1	幼児教育の役割と特長
	2	幼児教育で育つ力【演習】
III	1	接続期の子どもたち
	2	スタートカリキュラム作成のポイント
IV		特別支援教育と幼小連携・接続
V		雲南市立斐伊小学校校区の取組 ～R4 年度 幼児教育推進研修 実践発表より～

視聴はこちらから



幼児教育センターのホームページからも視聴可能です。

※研修動画を視聴するには、パスワードが必要です。

令和5年3月末に配布しているユーザー名、パスワードをご確認ください。パスワードがわからない場合には、下記までご連絡ください。

島根県幼児教育センター (0852-22-5421) 又は

松江教育事務所 幼児教育アドバイザー (0852-32-5792)

幼小連携・接続PR動画 「子どもを中心につなげる しまねの幼小連携・接続」(作成中)

※R5.11月「教育の日フォーラム」、幼児教育センターHP、しまねっこチャンネルなどに掲載予定

(文責：島根県幼児教育センター／池田 哲也，角 真理)

誰もが、誰かの、 たからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい
それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない
互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる
そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、
自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる
未来への原動力

人が人のたからもの
誰もが誰かの応援団

いいけん、 島根県

Q いいけん 島根県
<http://www.kanshinanet.jp/ikenshimane/>



島根県は島根創生計画の「笑顔あふれる しまね暮らし宣言」で掲げる「島根らしさ」を表す
新たなキーワード（誰もが、誰かの、たからもの。）を発表しました。